19502　1－メチル－3－トリフルオロメチル－1*H*－ピラゾール－4－カルボン酸　8－(2)－2321
19503　1－メチル－3－トリフルオロメチルピラゾール－4－カルボン酸エチル　8－(2)－2322
19504　2－メチルプロパン酸＝(3*S*，6*S*，7*R*，8*R*)－8－ベンジル－3－[[(3－ヒドロキシ－4－メトキシ－2－ピリジル)カルボニル]アミノ]－6－メチル－4，9－ジオキソ－1，5－ジオキソナン－7－イル　8－(1)－3573
19505　9－メトキシ－1，5，10－トリメチルシクロドデカ－1，5－ジエン－9－メトキシ－1，6，10－トリメチルシクロドデカ－1，5－ジエンと9－メトキシ－2，5，10－トリメチルシクロドデカ－1，5－ジエンと10－メトキシ－1，5，9－トリメチルシクロドデカ－1，5－ジエンの混合物　3－(5)－49
19506　2－[2－メトキシ－4－(プロパ－1－エン－1－イル)フェノキシ]酢酸アリル　4－(7)－2331
19507　4－メトキシベンジルシルセスキオキサン・フェニルシルセスキオキサン重縮合物　10－2579
19508　1－メトキシメチル－1－メチルピロリジン－1－イウム＝ビス(トリフルオロメチルスルホニル)アミド　8－(1)－3574
19509　ヤマモモ抽出物　11－(4)－839
19510　3－ヨードアゼチジン－1－カルボン酸＝*tert*－ブチル　8－(1)－3575
19511　ヨードメチルシクロヘキサン　3－(4)－672
19512　リン酸＝ジフェニル＝2－フェノキシエチル　4－(9)－307

○関東地方整備局告示第四百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
石岡市石岡字東ノ辻二七五五番一六から同市石岡字東ノ辻二七五五番一五まで	前	一六・二〇～一八・三〇（メートル）	〇・〇〇八（キロメートル）
	後	一六・二〇～二一・〇二	〇・〇〇八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
笠間市小原字柏原四四一六番一から同市小原字柏原四四二一番一まで	前	一七・七八～二二・八一（メートル）	〇・〇七〇（キロメートル）
	後	一八・八四～二八・五五	〇・〇七〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県可児郡御嵩町御嵩字木下一七五四番八から同町中字中坪七〇番一まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十七日

○中国地方整備局告示第百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十七日　中国地方整備局長　福田　功

第1　起業者の名称　広島県
第2　事業の種類　県営基幹農道整備事業高茂金田地区（広島県庄原市高茂町字下本郷地内から同市口和町金田字石谷地内）及びこれに伴う市道付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　広島県庄原市高茂町字下本郷、口和町金田字塩谷、字石谷及び字本谷地内
2　使用の部分　広島県庄原市高茂町字下本郷、口和町金田字塩谷、字石谷及び字本谷地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、広島県庄原市市町字多穂之市地内から同市口和町金田字石谷地内までの延長7,682mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県営基幹農道整備事業高茂金田地区（広島県庄原市高茂町字下本郷地内から同市口和町金田字石谷地内）及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了している区間を除く、市道市畠高茂線との交差点から全体計画の終点までの延長2,050.6mの上記起業地に係る部分である。

本件事業は、起業者である広島県が土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路及び農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付52構改D第239号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2で規定する農道に該当する道路を新設する事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により遮断される市道塩谷線の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業に該当し、法第3条第1号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業として広島県が事業計画を確定し、実施要綱第10の3の規定により中国四国農政局長が事業主体を広島県とする事業実施の採択を決定しており、更に財源措置も講じられているので起業者である広島県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

県営基幹農道整備事業高茂金田地区（以下「本路線」という。）は、広島県庄原市市町字多穂之市地内の県道川北七塚線と市道吉井多穂の市線との交差点から分岐する地点を起点とし、同市口和町金田字石谷地内の市道石谷線と接続する地点を終点とする延長7,682m、受益面積506haの農業用道路である。